

12/10
朝日

介護保険 応能負担に

介護保険制度の見直し案について、社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会は9日、意見書をまとめ、大筋で容認した。比較的収入が多い人は、高齢者も現役世代も負担増となる。膨らみ続ける介護費を抑えるため、支払い能力のある人に新たな負担を求めることが柱だ。来年度以降に順次実施される。

「負担能力に応じた負担」となるふうに見直しを進もう。部会の意見書には、こんな大原則が記された。

介護保険制度が始まって16年たち、年間費用は初年度の3倍の約10兆円超になつた。制度の維持に負担増

ではないか」と主張した。
そこで、現役並みの所得
がある高齢者は利用料の自
己負担割合が3割に増やす

れる。対象は利用者の数%で、財政効果は年間20億円程度と大きくなないが、政府には別のメリットがある。

中小企業の会社員らの保険料が下がることで、保険料負担を緩和するため政府が出していった補助金約150

0億円をカットする事ができるといつわざだ。
サービスの縮小は小幅を見直しにとどまる。当初は

サービス縮小見送り

い能力のある人に新たな負担を求
だ。来年度以降に順次実施される

見直し案

現役・高齢者とも高所得者は負担増

介護保険 応能負担に

介護保険制度の見直し案

- ・大企業社員らの保険料アップ(2017~20年度で段階導入)
40~64歳の保険料に「総報酬割」の仕組みを導入
 - ・利用料の月額自己負担の上限アップ(17年8月から)
一般所得の世帯(単身で年金収入のみの場合、年383万円未満の課税世帯)が対象 月3万7200円→4万4400円
 - ・現役並み所得の高齢者の自己負担割合を3割に(18年3月から)
年金収入のみで年383万円以上の単身者らが対象
2割→3割

- ・生活援助の報酬削減(18年4月から)
介護保険を使った掃除や調理などの生活援助サービスの報酬を引き下げ、介護福祉士やヘルパー以外の人に担ってもらう

- ・**福祉用具に上限額を設定(18年度中)**
車いすや電動ベッドなどの「福祉用具」の貸与価格に上限額を設け、超過分は原則介護保険給付の対象外に

公的 的医 療保 険機 構	協会けんぽ (中小企業社員ら) 約1437万人	健保組合 (大企業社員ら) 約1138万人	共済組合 (公務員ら) 約350万人
月額保 険料	平均年収 315万円	平均年収 456万円	平均年収 553万円
↓	4284円	5125円	5125円
↓	↓ 4043円 (241円減)	↓ 5852円 (727円増)	↓ 7097円 (1972円増)

保険料は14年度決算見込みから試算。事業主負担分も含む。

比較的の介護の必要性が低く、「要介護1、2」を対象に、ホームヘルパーらによる掃除や洗濯などの生活支援や福祉用具の貸与を介護保険から外し、市区町村の独自事業に移すことも検討。ただ、前回の制度見直しで、さらに介護の必要性が低い「要支援1、2」の人向けのサービスが市区町村の独自事業に移っていく

「団塊の世代」がすべて
75歳以上になる2025年
が迫り、負担増やサービス
縮小は次回の見直し以降に
引き続き進みそうだ。9日付
の部会では「今回の見直し
は踏み込みが不十分。次回
以降は大幅な見直しが必要
だ」といった意見も出た。